

千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下、「障害者支援施設等」という。）に準ずる者（以下、「認定団体」という。）として知事が行う認定及び次条第1項第5号に規定する共同受注窓口との契約について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定団体として知事の認定を受けることができる者は、次に掲げる者のうち、千葉県内に主たる事業所又は営業所・支店等を置くものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下、「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下、「特例子会社」という。）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下、「重度障害者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等という。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下、「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、認定団体として認定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）個人にあつては、その者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、知事の認定を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- (2) 次のいずれかに該当する行為（口又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）。
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知

- りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (4) 適切な業務遂行能力を有していない者。
 - (5) 法令等に違反している者。

(認定の申請)

第3条 認定団体として認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体として認定したときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（第2号様式）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（第3号様式）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者が第2条第1項各号及び第2項各号の認定基準を確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定の公表)

第5条 知事は、前条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 認定団体の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（第4号様式）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 認定団体の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の辞退届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定要件喪失の届出)

第8条 認定団体の認定を受けた者は、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、認定を受けた者の認定を取り消し、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定団体として認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合と史料されるときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を

決定するものとする。

- (1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消すこととしたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定取消し通知書（第7号様式）により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用）

第10条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を行うものに限ること。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契を締結する際、当該契約において物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容が分かる書類を、知事に提出しなければならないこと。

（現況の報告等）

第11条 認定団体の認定を受けた重度障害者多数雇用事業所は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、障害者雇用状況計算書兼現況届出書（第1号様式別添1）により、知事に報告するものとする。

2 認定団体の認定を受けた共同受注窓口は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、共同受注窓口調書（第1号様式別添2）により、知事に報告するものとする。

（実地調査等）

第12条 知事は、認定団体として認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害のある人の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

（報告）

第13条 知事から報告の求めがあったときは、認定団体は知事に報告しなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、千葉県健康福祉部障害福祉事業課長が定める。

附 則

この要領は、平成31年3月8日から施行する。

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

印

「千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領」第3条に基づき、次のとおり申請します。なお、申請書類に記載の事項は、事実と相違ないことを確約します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

(1) 特例子会社	
(2) 重度障害者多数雇用事業所	
(3) 在宅就業障害者	
(4) 在宅就業支援団体	
(5) 障害者支援施設等共同受注窓口	

2 認定事業所（特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所のみ記入）

事業所名称	
所在地	

※県内に存する事業所を記入すること。

3 主な取扱物品又は役務（サービス）

主な取扱物品又は 役務（サービス） の名称	

4 担当者

部署・職・氏名		
電話・FAX番号	（電話）	（FAX）
メールアドレス		

<添付資料>

- 1 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営方法を定めた書類等。ただし、個人事業主は除く。）
- 2 会社概要（パンフレット等）、事業報告書・決算書類等
- 3 取扱物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- 4 別紙1「誓約書」、別紙2「役員等名簿」
- 5 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業支援団体又は共同受注窓口であることを証する書類
 - ・特例子会社の場合は、厚生労働大臣の認定証の写し
 - ・重度障害者多数雇用事業所の場合は、「障害者雇用状況計算書及び現況届出書」（第1号様式別添1）
 - ・在宅就業支援団体の場合は、厚生労働大臣の在宅就業支援団体登録通知書の写し
 - ・共同受注窓口の場合は、「共同受注窓口調書」（第1号様式別添2）及び共同受注窓口の実施体制が分かる資料（様式任意）

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代 表 者 氏 名：

印

私は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定申請にあたり、千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第2条第2項各号に規定する各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、同認定申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、必要な官公庁（千葉県警察本部等）に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、認定が受けられないこと又は認定の決定の取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地
法人の名称
代表者氏名

印

役員等名簿には、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定申請を行う者（法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、理事、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）。個人にあっては、その者）を記載すること。

障害者雇用状況計算書兼現況届出書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者氏名

印

(1) 計算基準日	(2) 労働者数	(3) 短時間労働者数	(4) (2)のうち障害者数	(5) (3)のうち障害者である短時間労働者数	(6) 障害者数(短時間労働を含む) (4)+(5)×0.5
平成 年 月 日	人	人	人	人	人
(7)身体障害者、知的障害者、精神障害者の数					
(イ) 重度身体障害者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ハ) 知的障害者数	(ニ) 知的障害者である短時間労働者数	(ホ) 精神障害者数	(ヘ) 精神障害者数である短時間労働者数
人	人	人	人	人	人
(8) 障害者雇用割合	$\frac{(4)+(5) \times 0.5}{(2)+(3) \times 0.5} \times 100$		(9) 重度障害者等割合	$\frac{(イ)+(ロ)+(ニ) \times 0.5+(ホ)+(ヘ) \times 0.5}{(4)+(5) \times 0.5} \times 100$	
	%			%	

記載上の注意

- 1 本表における障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者とする。
- 2 本表における労働者及び短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、**1年以上継続して**雇用されることが見込まれる者を対象とする。
- 3 (1)欄は、提出日から遡って1か月以内の日とすること。
- 4 (2)欄、(4)欄、(7)欄のうち(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)は、短時間労働者の数は含めないこと。
- 5 (6)欄「障害者数」は、**5人以上**であることを要する。
- 6 (8)欄には、(6)欄「障害者数」を(2)欄「労働者数」と(3)欄「短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。なお、その割合が**20%以上**であることを要する。
- 7 (9)欄には、(7)欄のうち「(イ)重度身体障害者数」と「(ハ)知的障害者数」と「(ニ)知的障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数と「(ホ)精神障害者」及び「(ヘ)精神障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数を(6)欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。なお、その割合が**30%以上**であることを要する。
- 8 (2)欄から(5)欄まで及び(7)欄の記載事項については、その事実を証明するに足りる書類（労働者名簿、賃金台帳、身体障害者手帳の写し等）を添付すること。

千葉県知事 様

所在地又は住所：
法人名又は氏名：
代表者氏名：

印

共同受注窓口調書

No.	共同受注窓口としてあっせん等を行う障害者就労施設等の設置主体	障害者就労施設等の名称(事業所名等)	種別	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

注1 申請日現在で、設置主体ごとに整理して記入すること。

注2 種別の欄には、①障害者支援施設、②地域活動支援センター、③生活介護事業所、④就労移行支援事業所、⑤就労継続支援A型事業所、⑥就労継続支援B型事業所、⑦小規模作業所、⑧特例子会社、⑨重度障害者多数雇用事業所、⑩在宅就業障害者、⑪在宅就業支援団体に分類して記入すること。

注3 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、共同受注窓口としてあっせん等を行う全ての障害者就労施設等を記入すること。

障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けにより申請のあった標記事項について、千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第4条に基づき、貴団体を障害者支援施設等に準ずる者に認定します。

認定区分	
------	--

障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けにより申請のあった標記事項について、千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領の規定に基づき審査した結果、下記理由により認定しないこととしましたので通知します。

記

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

印

年 月 日付け障事第 号により標記認定を受けた事項について、変更がありましたので、「千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領」第6条に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人所在地 又は住所			
<input type="checkbox"/> 法人名又は 氏名			
<input type="checkbox"/> 代表者氏名			
<input type="checkbox"/> 事業所名称			
<input type="checkbox"/> 事業所所在地			
<input type="checkbox"/> 主な取扱物品 又は役務 (サービスの 名称)			

※「変更事項」欄は、該当する項目に「○」を付すこと。

※本届には、変更内容を証明する書類を添付すること。

担当者	部署 職・氏名	
	連絡先	所在地： 電 話： Eメール：

第5号様式（第7条関係）

障害者支援施設等に準ずる者の辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

印

年 月 日付け障害第 号による標記認定について、「千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領」第7条の規定に基づき、下記により認定を辞退したいので届け出ます。

記

辞退理由

担当者	部署 職・氏名	
	連絡先	所在地： 電 話： Eメール：

障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

印

年 月 日付け障害第 号による標記認定について、要件を喪失したことから、「千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領」第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定事業所（特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所のみ記入）

事業所名称	
所在地	

2 欠格事由

欠 格 事 由	
1	要件を喪失した年月日
2	理由

担当者	部署 職・氏名	
	連絡先	所在地： 電 話： Eメール：

障害者支援施設等に準ずる者の認定取消し通知書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付け障事第 号による標記認定について、「千葉県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領」第9条第1項の規定に基づき審査した結果、下記理由により認定を取り消すこととしましたので通知します。

記